2019 年度スポーツ産業の成長促進事業

「スポーツ指導スキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミー導入促進 事業」

委託事業成果報告書

令和2年3月

1章 本事業概要

1-1 背景·目的

「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月)においては、「スポーツを核とした地域活性化」の施策の一つとして、「ICT を活用してスポーツ指導者や施設等のスポーツ資源をシェアリングして有効活用するビジネスモデルを構築するための実証研究を行う。」と記載されている。また、スポーツ基本計画(平成 29 年 3 月)においては、「スポーツの成長産業化」の施策の一つとして、「地域のプロスポーツをはじめとする各種スポーツ団体等と地方公共団体や民間事業者等の連携による新たなスポーツビジネスの創出・拡大や、IT等を活用した新たなメディアビジネスの創出を促進する」ことを掲げている。

本事業では、シェアリングエコノミー1の考え方をスポーツ分野に適用することによって、地域が有するスポーツ施設やスポーツにも活用可能な企業の会議室等の遊休施設や指導者スキルデータのオープン化、ICTによる利活用を促進し、施設、指導者、利用者の新たなマッチング創出によるスポーツ市場の拡大を図るために必要な手引きの策定や具体的な効果の検証等を行うことを目的としている。

1-2 本報告書及び導入の手引きの位置づけ

本報告書は、本事業において実施した事項及びにその結果得られた効果・示唆をまとめたもの。なお、 地方公共団体等の施設管理者を対象とし、シェアリングエコノミーの考え方を用いたスポーツ市場拡大 に必要な手引き (スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミー導入手引き) については、本報 告書とは別に作成する。

1-3 事業概要

本事業においては、スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミー導入手引き(仮称)を策定するため有識者による検討委員会を開催するとともに、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーサービス導入に係る効果検証のため2つの地域で効果検証を行っている。

(1) スポーツ指導スキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミー導入促進事業 有識者検討会

事業の方向性並びに導入手引きの記載内容について助言を得るため有識者により構成される検討会を開催している。検討会メンバー並びに検討会の開催日程及び議題については以下のとおり。

石原 遥平 :一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 弁護士

石山 アンジュ:一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 事務局長

久木田 謙介 :日本公共スポーツ施策推進協議会 施設課長

田邊 光男 : 内閣官房 IT 総合戦略室 参事官

堀部 定男 : 公益財団法人 日本体育施設協会 専務理事

¹ 個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動をさす。

○間野 義之 : 早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授

*五十音順、○:座長

- 第1回(8月7日)

協議事項:背景、事業の概要、実証事業の詳細、導入手引きの内容・構成(案)、方向性等

- 第2回 (11月18日)

協議事項:実証中間報告、事例紹介、自治体・指定管理者のインセンティブ調査、結果報告 等

- 第3回(2月26日より延期し、3月24日にオンラインで開催)

協議事項:実証事業の結果報告、手引き(案)の承認 等

(2) 効果検証1 (大阪市)

公共スポーツ施設をフィールドとし、スポーツ指導のスキルシェア・スペースシェア等のシェアリング エコノミーの実現性及び導入効果などを検証するため、大阪市の協力を得て実証事業を行っている。 4 章にて詳述。

・実施期間 : 2019年10月~2020年1月

対象施設:大阪市中央体育館(大阪府大阪市港区)

・検証のポイント:

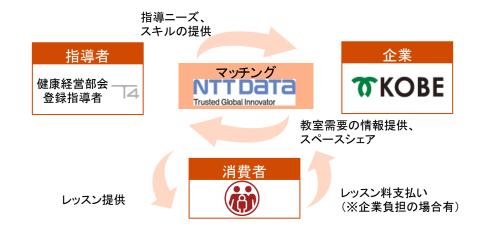
- 実証用施設・講座予約システムの導入により施設・教室予約を効率化
- 各ステークホルダーにおける想定メリットの検証



(3) 効果検証2 (神戸市)

企業会議室等をフィールドとし、スポーツ指導のスキルシェアの実現性を検証するため、神戸市 健康 創造都市 KOBE 推進会議 健康経営部会の協力を得て実証事業を行っている。4章にて詳述。

- ・実施期間 : 2019年9月~2020年1月
- ・検証のポイント:
 - 健康経営に高い意識を持っている企業が集まる健康創造都市 KOBE 推進会議 健康経営部会 に所属する企業に対し、会議室等を利用したスポーツ指導のニーズ把握、指導者派遣を実施
 - 指導者が提供可能な講座・教室と、企業側のニーズのマッチングを行い、企業におけるスポーツ指導のニーズ・拠出可能な費用・従業員の意識等の検証を行う



2章 スポーツ分野のシェアリングエコノミー

2-1 政府の取組み

スポーツ庁では、我が国の成長戦略に基づき、スポーツの成長産業化や新たなビジネスモデル構築を志向し、スタジアム・アリーナ改革、スポーツオープンイノベーション推進など様々な施策に取り組んでいる。こうした施策の一環として、スポーツに関わる指導者が活躍する社会を生み出すべく、スポーツスキルとスポーツ施設といったスポーツ資源をシェアすることで指導機会の創出、施設の有効活用、更には国民のスポーツをする機会の創出を推進している。

2-2 指導者・施設を取り巻く環境

(1) 指導者を取り巻く環境

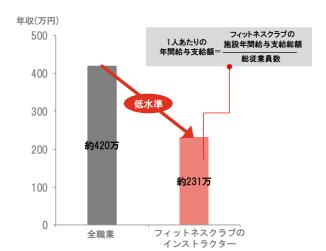
スポーツ指導者と言われる職種には、企業に属するインストラクターや個人事業主のように資格を保有し有償でサービスを提供する場合の他、特に資格などを必要とせず、場合によっては無償のボランティアでサービスを提供しているケースが存在する。こうした指導者のすそ野は広く、平成29年度にスポーツ庁が実施した調査2によると概算では約21~31万人ほど存在すると言われている。また、過去からの指導者数の推移という点では、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者登録数は近年増加傾向にあり、一定数がスポーツ指導者を志向していることが分かる。

表. 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録者数

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
161,907人	168,560 人	162,724 人	167,149 人	172,525 人	177,421人	181,055 人

一方でスポーツ指導者を取り巻く環境は厳しい。大多数の指導者の雇用形態は不安定であり、収入面での課題が挙げられている。(「平成 29 年度 スポーツ指導者環境改善に関する調査事業」平成 29 年度、スポーツ庁)では、「多くのスポーツ指導者における報酬は生計を立てるのが難しい水準」であるとの結果もある。)また、若手指導者にとっては、収入水準の低さからキャリア構築が難しく、他産業への転職を図る等、離職率が高い傾向にある。

² 「平成 29 年度 スポーツ指導者環境改善に関する調査事業」平成 29 年度,スポーツ庁



※経済産業省「特定サービス産業実態調査 (2006年)」を参考に 2005年の全国 1881カ所のフィットネスクラブの給与支給総額 (1490億6100万円)と従業員数 (6万4502人)から算出

図. フィットネスクラブの従業員の給与水準推計

(2) 施設を取り巻く環境

日本国内のスポーツ施設数は約 19.1 万となっており、そのうち、学校体育・スポーツ施設等を含むいわゆる公的機関が保有するスポーツ施設(以下、公共スポーツ施設等)は約 17.6 万カ所と大きな割合を占めている3。

しかしながら、公共スポーツ施設等は、特に都市部などにおいては一般利用の稼働率が高く、特定の個人や団体が定期的に確保すること自体が困難であり、かつ指導等による営利目的利用については、様々な制約を伴うケースが見受けられ、指導場所として利用するには諸々の課題が存在する。

加えて、こうした公共スポーツ施設等は、高度成長期にかけ多数の施設が設置されたが、その後は **1996** 年頃をピークに減少傾向を示しており、都市部などにおいてスポーツをする場所の不足感は一層強まる可能性もある。

表. 平成 27 年度 体育・スポーツ施設現況調査

学校体育・スポーツ施設	116,029
大学・高専体育施設	7,621
公共スポーツ施設	52,719
公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設	5,183
社会体育施設	47,536
民間スポーツ施設	14,987

 $^{^3}$ 「平成 27 年度 体育・スポーツ施設現況調査」平成 27 年度,スポーツ庁

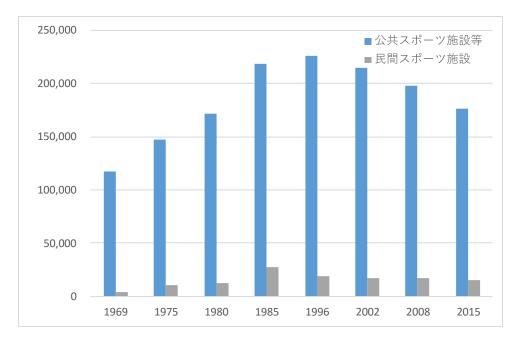


図. 公共スポーツ施設等と民間スポーツ施設の推移

2-3 解決の方向性としてのシェアリングエコノミー

指導者の環境改善のためには、その活躍の場、つまり指導機会を増加させることが重要となる。その一方で、指導を行う場となるスポーツ施設は減少しており、今後も劇的な増加が見込まれない環境下においては、限られた空き枠を有効に活用するとともに、これまではスポーツをする場としてみなされていなかった会議室や空きスペースなどを利活用することも検討する必要がある。

このように、限られたすき間時間や空きスペースを活用する一つの手法として、シェアリングエコノミーの考え方の導入が考えられる。シェアリングエコノミーという考え方は、インターネットやスマートフォンアプリなどのテクノロジーを利用し、従来の仕組みでは難しかったすき間時間・スペースを能動的に解放することでサービスの供給側・需要側双方の効用を向上させることが可能となる。

シェアリングエコノミー導入により、指導者はレッスンを開催するための施設確保が容易になるとともに、自身のワーク/ライフスタイルに合わせた柔軟なレッスンスケジュールの設定が可能となる。また、施設にとっては、稼働率の向上に加え、場合によっては従来想定していなかったような遊休スペース活用(会議室や控室など)の可能性を見出すことも期待される。

その結果、消費者にとってはレッスンの機会・バリエーションの選択肢が増えることで自身のすき間時間にスポーツに触れる機会が増えることになる。スポーツの実施状況等に関する世論調査(平成 30 年 1 月調査:スポーツ庁)によると、スポーツ実施の主な阻害要因は"時間がない"、"面倒くさい"であり、シェアリングエコノミーのようなテクノロジーを活用しその手間が少しでも軽減されることで、実施率の向上に寄与することが期待される。

参考 公共スポーツ施設等へのシェアリングエコノミー導入により想定されるエコシステム

指導ビジネスを取り巻く環境は、当事者である指導者はもとより、指導を行うための場所・施設、そして指導を受ける消費者が相互に関連しながら構成されている。更に詳細に述べるならば、その指導を行う内容によっても必要となる施設や対象とする消費者が異なっており、それぞれの市場を一括りにすることは難しい。本手引きでは一つの仮説として、公共スポーツ施設等におけるシェアリングエコノミーが導入された際のエコシステムを以下のように想定した上で検討を進めている。

具体的には、スポーツ指導者がレッスンやイベントを開催するための施設・場所を手軽に確保することが可能になる(1-d. 場所の容易な確保)ことで、開催されるレッスンやイベントの種類や頻度が増加(2-a. レッスン開催頻度増加)し、消費者の趣味・嗜好を充足させる。こうしてレッスンやイベントの認知度・需要が喚起される(3-b. 興味関心・需要拡大)ことにより、スポーツ指導者の指導機会の増加、ひいては消費者におけるスポーツ実施率向上(3-c. スポーツ実施率向上)やスポーツ施設の稼働率向上(1-a. 施設の稼働率向上)といった自律的な好循環を生み出されることが期待されている。

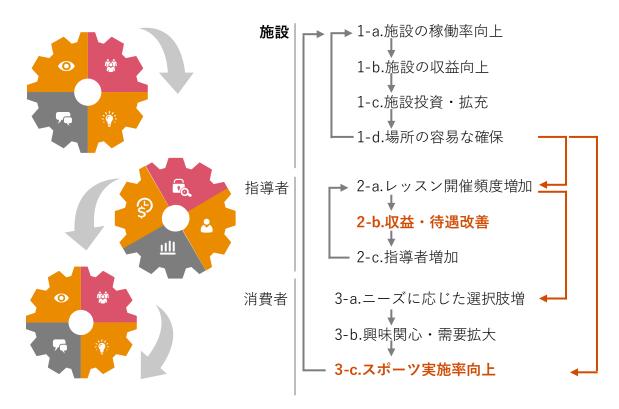


図. 本事業において想定するエコサイクル

3章 エコシステムと本事業の狙い

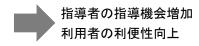
3-1 スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミー導入レベル

指導者が、スペースのシェアリングエコノミーを活用し自身の都合に合わせてレッスン・教室等を開催するとともに、利用者が、空き時間などを活用していつでも指導者から指導を受けられる環境を整備するためには、スペースシェア、スキルシェアの両面において社会実装が進展する必要がある。

スキルシェア

- 利用者は自身のニーズに合う指導者をいつでも・どこでも探せる
- 指導者は自身のスキルと空き時間を活用しレッスン・教室を開催
- プラットフォームを通じてマッチングを行い需要・供給双方の指導ニーズを埋める





スペースシェア

- 指導者は必要な時・地域に応じて施設を探し・予約することが出来る
- 施設所有者は施設の空き枠に加え、従来は貸し出すことのなかったスペースをシェア
- 指導者は指導場所確保の不安が無くなり、施設所有者は収益の向上が期待される
- 利用者は自身のニーズに合う施設をいつでも・どこでも探せる

内閣官房 IT 総合戦略室によると"シェアリングエコノミー"の定義は以下のとおりとなる。

"シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動"4

このように、マッチングプラットフォームを介し個人や法人が資産を提供し他の個人や法人が利用可能とする活動と定義されており、これを公共スポーツ施設等におけるスポーツ指導に置き換えると、その実装に至るまでにはスキル・スペースの開放の割合に応じて、いくつかの段階が存在するものと考えられる。

⁴ 内閣官房 シェアリングエコノミー促進室 ホームページ <u>https://cio.go.jp/share-eco-center</u>

(1) スキルシェア

公共スポーツ施設等における理想的なスキルシェアの形を Level 2 と定義し、そこに至らない段階を講座・教室の予約情報の開示の程度に応じて Level 0-1 と定義する。

Level 2 は、開催される講座・教室については、施設管理者・個人指導者のどちらが主催であるかは問わず、マッチングプラットフォームを通じて予約可能な状態を指す。

Level1は、施設管理者により開催される講座・教室の空き枠がインターネット上に開示され管理者保有の予約システムから予約可能な状態、Level0は、施設管理者により開催される講座・教室の空き枠の開示及び予約がインターネット上から行えない状態を指す。

段階	Level 0	Level 1	Level 2
概要	施設管理者により開催される講座・教室の空き枠が開示されておらず、インターネット上から予約が出来ない状態。予約は電話・窓口等での受付。	施設管理者により開催される講座・教室の空き枠が開示され、管理者保有のシステムから予約可能な状態。	施設管理者もしくは個人指導者により開催される講座・教室の空き枠が開示され、マッチングプラットフォームから予約可能な状態。

(2) スペースシェア

公共スポーツ施設等における理想的なスペースシェアの形を Level 2 と定義し、そこに至らない段階を施設の予約情報の開示の程度に応じて Level 0-1 と定義する。

Level 2 は、施設の空き枠がマッチングプラットフォームを通じて開示され、予約可能な状態を指す。

Level 1 は、施設の空き枠がインターネット上に開示され管理者保有のシステムから予約可能な状態、 Level 0 は、施設の空き枠が公共スポーツ施設等の空き枠確認及び予約がインターネット上から行えない 状態を指す

段階	Level 0	Level 0 Level 1	
概要	施設の空き枠が開示されておらず、インターネット上から予約が出来ない状態。予約は電話・窓口等での受付。	施設の空き枠が開示され、 管理者保有のシステムから 予約可能な状態。	施設の空き枠が開示され、 マッチングプラットフォームか ら予約可能な状態。

3-2 目指すべき導入レベル

ここまで見てきたように、公共スポーツ施設等においてシェアリングエコノミーを適用する際には、稼働率の高さから、特定の個人や団体が定期的に確保すること自体が困難であったり、指導等による営利目的利用が制限されている等の制約を加味する必要がある。このような制約を踏まえつつも、指導者の指導機会確保、利用者の利便性を向上させるためにはスキルシェア、スペースシェアを高度なレベルにて融合させる必要がある。

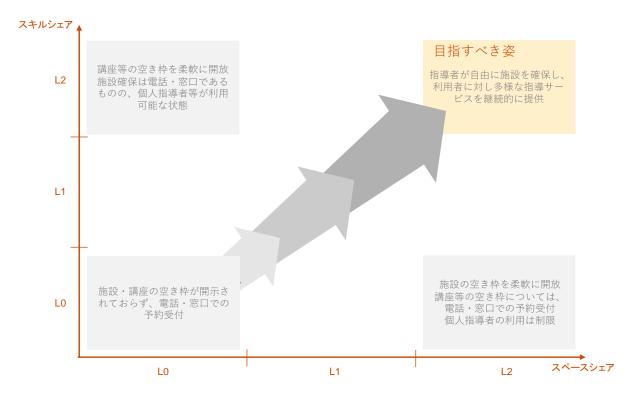


図. スキルシェア、スペースシェアの各段階と目指すべき姿

公共スポーツ施設のフィールドとした指導シェアリングが実現した姿としては、指導者が指導する場所としてその地域のスポーツ施設の中から自由に施設を確保することができ、更には利用者と指導者がそれぞれの空き時間などを活用する形でマッチングされるものとなる。

3-3 これまでの調査で示された課題と本事業の取組み

昨年までの調査において、施設のシェアリングを実現し、更にはその施設をスポーツ教室・レッスンなどの用途に利用することについてはいくつか課題が存在することが明らかになっている。本事業は、こうした課題点について有識者による検討及び実証を通じてその妥当性や回避策についての示唆を得ることを目的としている。



図. 2018年度事業により抽出された課題点と解決の方向性

(1) 有識者会議による検討事項

シェアリングエコノミーが"インターネット上のマッチングプラットフォーム"を前提としている以上、スポーツ施設においてもプラットフォームに掲載することを念頭においたデータ整備が不可欠となるが、大部分の公共スポーツ施設等ではこうしたデータ整備が行われていないことが指摘されている。

解決の方向性として、施設データ等のオープン化という手段が提起されており、これについて具体的に 取り組むべき手続き・データ項目などの整備について検討が求められている。

(2) 効果検証での検討事項

先に示したスポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミーの理想像について、公共スポーツ施設等をフィールドに実現する場合、条例等の既定のルールで利用制限が存在する場合もあり、まずは既定の解釈の中でどこまでが可能なのか、またどこからが実現困難なのかという見極めの必要性が指摘されている。

見極めを行うポイントは以下のとおり。

ひまされ が花部で祭祀利田	公共スポーツ施設については、指導者が営利目的で施設を利用することを禁止している地方公共団体や利用料金を通常の 5 倍程度設定して
公共スポーツ施設の営利利用	いる地方公共団体もあるため、スポーツ分野のシェアリングエコノミ
	ーにて利用できる方向性を検討する必要がある。
ステークホルダー間のリスク	シェアリングエコノミーについては、関係者間でリスクを公平に分担
負担の考え方	することが重要となる。スポーツ分野におけるシェアリングエコノミ

	一についても想定されるリスクやリスク分担の方策を明確化する必要
	がある
	スポーツ分野のシェアリングエコノミーについては、国内での事例が
指導者の量・質の確保	少ないことから指導者の量や質を確保する手段が明確化されていない
	ため、その方策について検討が必要となる。

4章 有識者会議での検討事項

4-1 シェアリングエコノミーを念頭においた導入レベル

公共スポーツ施設等においてシェアリングエコノミーを導入するためには、施設情報の公開及びオープンプラットフォーム上での機能の提供が必要となる。本事業では、地方公共団体におけるオープンデータ化とマッチングプラットフォームの活用度合いに応じて、その導入レベルを4段階で定義している。



提供サービスの段階と地方公共団体において必要な取り組み

· Tier1

施設場所の情報を公開している状態。Webページ等に施設住所を掲載しているといった取組みではなく、標準化されたフォーマットで二次利用可能な情報を提供している状態となっている必要がある。

なお、具体的な二次利用可能な情報については、具体的な情報項目等を本報告書でも掲載している。

· Tier 2

Tier 1 の情報に加えて利用可能種目称等の詳細な情報が提供され、さらに利用可能種目や利用時間などスポーツ施設特有の情報についても提供されている状態。公開されるデータは標準化されたフォーマットで公開され二次利用可能な状態となっていることが必要。

· Tier3

Tier 2 の情報に加え、施設空き状況といったタイムリーに更新が必要な情報も含めて情報提供されている状態。もしくは、地方公共団体がマッチングプラットフォームに施設空き状況を掲載している状態。

· Tier 4

Tier 3 までの情報公開に加え、予約機能までを実装している状態。マッチングプラットフォームにて施設の予約申し込みを実施できる状態。また、地方公共団体が予約システムを保持している場合は、マッチングプラットフォームと API を通じて連携し、リアルタイムで情報を共有している必要がある。

4-2 地方公共団体の現況

全国の地方公共団体に対しオープンデータ公開状況を確認した結果、スポーツ施設の情報をオープンデータとして公開しているのは全体の1割未満であり、9割以上の団体が未公開であった。(なお、ここでの"オープンデータを公開"とは、総務省情報管理局が運営するオープンデータに係る情報ポータルサイト(https://www.data.go.jp/)にスポーツ施設情報を掲載していることを指している。そのため、地方公共団体自らのホームページ等にオープンデータを掲載しているケースについては含まれていない点について留意が必要。)

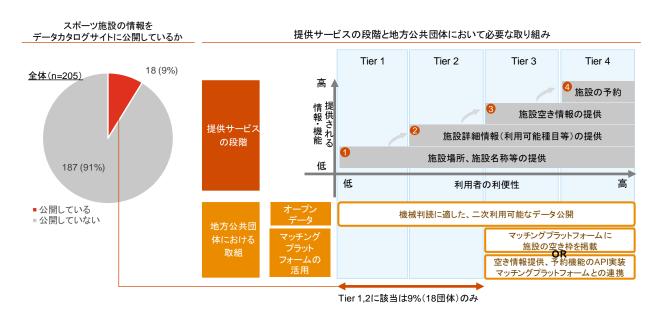


図. 地方公共団体においてスポーツ施設をデータカタログサイトに掲載している割合

4-3 推奨データセット

内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室の調査 (令和元年 12 月時点) によると、オープンデータの取り組みを実施している自治体は全体の 37% (668/1778 自治体) であり、自治体ごとに取り組みの進展状況が異なる結果となっている。こうした状況を踏まえ、本事業では全国の自治体が公共スポーツ施設等の情報を一律にデータ整備可能な環境を構築するため、公共スポーツ施設等のデータセットを定義した。

なお、当該データセットは、内閣官房が公開している「基本編 公共施設」の推奨データセットを元にスポーツ施設に必要となる項目を追加したものである。スポーツ施設の特徴として、一つの施設に複数の付帯施設が存在する点(XX 総合体育館にサブアリーナやプールなどが付帯する)が挙げられるが、当該データセットでは施設(XX 総合体育館)を前提に定義されている。

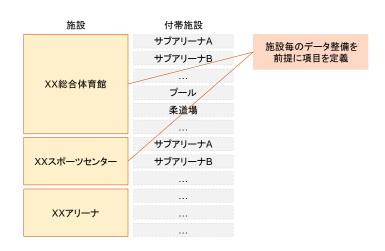


図. 公共スポーツ施設等のデータセットにおける対象施設

表. 公共スポーツ施設等のデータセット

No.	項目名	説明	形式	記入例
1	都道府県コード又 は市区町村コード	情報の管理主体である地方公共団体の都 道府県コード又は市区町村コードを記載	文字列 (半角数字)	011002
2	NO	情報の管理主体である地方公共団体内で データが一意に決まるよう、NOを設定し 記載	文字列 (半角数字)	0000022200
3	都道府県名	情報の管理主体である地方公共団体名に ついて、都道府県名を記載	文字列	北海道
4	市区町村名	情報の管理主体である地方公共団体名に ついて、市区町村名を記載。都道府県に ついては記載不要	文字列	札幌市
5	名称	公共施設の名前を記載	文字列	○○公民館

6	名称_カナ	公共施設の名前をカナで記載	文字列 (全角カナ)	○○コウミンカン
7	名称_通称	公共施設の通称を記載	文字列	○○センター
8	POI コード	公共施設の POI コードを記載	文字列	1307
9	住所	公共施設の住所を記載	文字列	北海道札幌市 厚別区 2-〇-〇
10	方書	公共施設の住所の方書を記載	文字列	○○ビル1階
11	緯度	公共施設の緯度を記載	文字列 (半角文字)	43. 064310
12	経度	公共施設の経度を記載	文字列 (半角文字)	141. 346814
13	電話番号	公共施設の管理者の連絡先(電話番号) を記載	文字列 (半角文字)	000-000-0000
14	内線番号	公共施設の管理者の連絡先(内線番号) を記載	文字列 (半角数字) 00000	
15	法人番号	公共施設の管理団体の法人番号を記載	文字列 (半角数字)	1234567891012
16	団体名	公共施設の管理団体の名称を記載	文字列	〇〇市
17	利用可能曜日	公共施設が利用可能な曜日を記載	文字列	月火水木金
18	開始時間	開始時間を記載	時刻 (hh:mm)	09:00
19	終了時間	終了時間を記載	時刻 (hh:mm)	18:00
20	利用可能日時特記 事項	利用可能曜日、開始時間、終了時間についての特記事項・例外(祝日、年末年始の変更点など)等があれば記載	文字列	月曜日について祝日は 利用不可。また、 12/31、1/1 は終日利用 不可。
21	説明	公共施設の説明を記載。	文字列	卓球スペース、茶室の 無料貸し出し有り
22	バリアフリー情報	バリアフリー情報を「;」 (半角のセミコロン) 区切りで記載	文字列	多目的トイレ有り;車椅 子貸出有り
23	URL	公共施設の HP の URL を記載	URI	http://www.ooo.lg.jp/
24	駐車場有無	駐車場の有無を記載	文字列	有
25	駐車場台数	駐車場の収容台数を記載	文字列 (半角英数)	5

26	更衣室の有無	更衣室の有無について記載	文字列	有
27	アクセス	最寄駅の路線名、駅名を記載	文字列	○○駅徒歩○分
28	付帯施設	複数の付帯施設で構成されるスポーツ施 設の場合は付帯施設名を記載	文字列	体育館、プール
29	利用可能種目	実施可能な競技種目を記載	文字列	バスケットボール、水 泳
30	備考	特記事項等があれば記載	文字列	-

※公共スポーツ施設等のデータセットとして、内閣官房にて作成されている「基本編 公共施設」の推 奨データセットに No.24~No.29 の項目を追加

[参考] 内閣官房 推奨データセットとは

推奨データセットとは

「推奨データセット」は、オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもので、基本編と応用編から構成される。

- (i) 基本編:推奨データセットの対象データの中でも、特にオープンデータに取り組み始める地方 公共団体の参考となるようなデータを基本編として位置付けている。
- (ii) 応用編:推奨データセットの対象データの中で、基本編以外のデータを応用編として位置付けている。応用編では、地方公共団体に限らず、民間事業者等の保有するデータについても対象としている。

推奨データセットとして掲載するデータ項目の検討過程

(i) データセットの選定

世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画における重点分野や「地方公共団体アンケート」(平成 28 年 12 月実施)におけるニーズの高い分野を中心に先進地方公共団体の公開済データ等を参考にしつつ、地方公共団体がオープンデータの取組を開始するにあたって、公開することが推奨されるデータセットを選定。

今後、各施策の検討が具体化していく中で、公開すべきと判断されたデータや公開における標準的な形式を周知すべきと判断されたデータ、有効なオープンデータ活用事例等で活用されているデータセットなど、必要に応じて、データセットを追加。

(ii) データ項目の検討

選定したデータセットについて、先進地方公共団体の公開済データ項目及び平成 27 年度事業「地方公共団体のオープンデータ取組推進に係る調査」において策定した地方公共団体向けオープンデータフォーマット標準例のデータ項目を洗い出し。

洗い出したデータ項目について、共通語彙基盤等を参考に、共通的な項目やオープンデータ利活用等の観点から必要と思われるデータ項目を絞り込んだ上で、区分(必須、任意など)やデータの形式等を設定。

データ項目の検討にあたっては、各団体から国や都道府県等に報告しているデータについては、可能な限り項目等をそろえる形でデータ項目を定義。

「推奨データセットについて」 (令和元年8月8日内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)より抜粋

5章 効果検証及び関係者ヒアリング

本事業では、大阪市、神戸市をフィールドに実証事業を行っている。

大阪市では、大阪市並びに大阪スポーツみどり財団の協力のもと公共スポーツ施設を対象とし、従来の施設・講座予約システムとは異なる簡便なシステムの導入を図り、公共スポーツ施設のスペースシェアを手掛ける際の課題・留意点の洗い出しを行っている。

神戸市では、健康創造都市 KOBE 推進会議健康経営部会の協力のもと、健康経営意識の高い企業に対し 指導者を派遣する形で指導者のスキルシェアを行う際の課題・留意点の抽出を行っている。加えて、こ うした公共スポーツ施設におけるシェアリングに関し、海外の現況を把握するため関係者ヒアリングを 実施している。

5-1 実証事業@大阪市

(1) 基礎情報

·場所 : 大阪市中央体育館(大阪府大阪市港区)

・付帯施設:メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場・剣道場、トレーニング場、会議室

(うち、実証対象施設:サブアリーナ、柔道場・剣道場、会議室)

・実証期間 : 2019 年 10 月~2020 年 1 月

関係者・役割:

- 大阪市 施設利用方法等変更の確認・承諾

- 大阪スポーツみどり財団(指定管理者) 実証予約システム導入に係る各種作業

- NowDo 社 実証予約システムの改修・導入・運営

- スヴェンソンスポーツマーケティング社 新規講座の企画・運営

- PwC コンサルティング社 事業全体の企画・運営、調査結果の集計・報告

稼働率 :

メインアリーナ	86.7%	中会議室	28.1%
サブアリーナ	97.6%	小会議室1	43.1%
柔道場	79.5%	小会議室2	32.9%
剣道場	64.5%	小会議室3	38.6%
大会議室	29.2%		

・料金体系 (サブアリーナ例)

				午前	午後	夜間	全日
		全面	生徒等	5,100	7,800	13,000	25,900
	アマ	王 [64]	その他	6,400	9,500	15,800	31,700
入場料	利用	_	生徒等	2,100	3,400	5,300	10,800
徴収無		一面	その他	2,600	3,900	6,500	13,000
	スの出	非営利		82,300	117,500	152,800	352,600
	その他営利			117,500	164,500	211,500	493,500
入場料				46,000	67,000	113,000	226,000
徴収有	その他			141,000	188,000	235,000	564,000

*土・日・祝日の使用料は2割増

*大阪市中央体育館ホームページより作成

(2) 実証事業概要

施設・講座予約時の手続きを簡素化し、利用者が誰でも・いつでも・即座に予約可能とする。手続きの 煩雑さのために従来は利用を敬遠していた層を取り込み、施設・講座の稼働率向上を期待するもの。



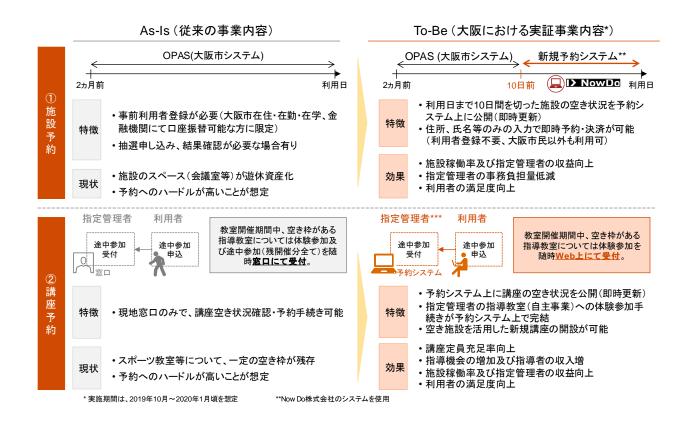
【①施設予約:想定効果】

- ・施設稼働率及び指定 管理者の収益向上
- ・指定管理者の事務負担量低減
- ・利用者の満足度向上

【②講座予約:想定効果】

- •講座定員充足率向上
- ・指導機会の増加及び 指導者の収入増
- ・施設稼働率及び指定 管理者の収益向上
- 利用者の満足度向上

施設予約、講座予約ともに、利用者側の手間を極力軽減する方向で各種ルールの見直しを行うとともに、実証システムを導入し誰でも・いつでも・即座に予約可能としている。



(3) 主な取り組みとその考え方

クレジット決済:本実証においてはクレジット決済を可能としている。クレジット決済利用に際しては 手数料が発生するが、指定管理者として現金徴収・管理の手間と手数料を総合的に勘案し採用を決定。

市外利用:本実証においては利用者の属性(市内/市外)を問わず利用可能としている。従前より、施設として市外利用者も許容している。(ただし、OPAS(既設のスポーツ施設予約システム)での利用抽選申込は市内在住・在勤・在学者のみが可能)

本人確認簡素化:本実証においては、予約確定時の本人確認を不要としている。元々、本人確認は人気の高い施設において利用枠の転売等を防ぐことが目的であり、今回の空き枠を開放という主旨から本人確認は不要と判断。

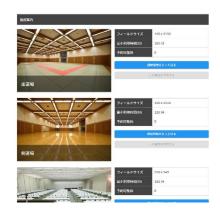
(4) 実施内容及び結果

1)実施内容

2019 年 **10** 月より施設・講座予約システム(Web サイト)を稼働し、受付開始。同時に Web サイトの周知広報のため、関連施設でのチラシ配布、サイトへの誘導リンク掲載。**2020** 年 1 月には有名アスリートによる周知イベントを開催。

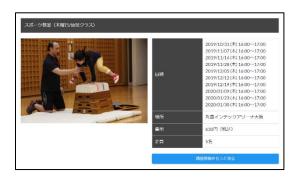
- 施設予約システム





- 講座予約システム





- 周知広報

▶ チラシ配布・サイト誘導





▶ 周知イベント





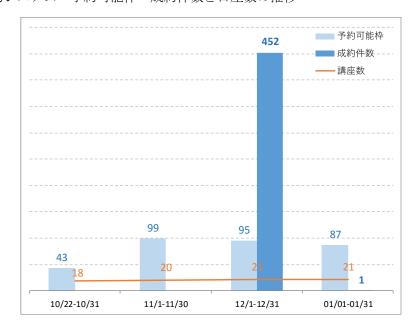
2)実施結果

期間中、システム上公開した予約可能枠は施設予約=859 枠、講座予約=324 枠となっている。一方で、 実際に成約に至った既存講座 1 件にとどまる結果となった。 (周知イベントの成約件数を除く)

- 施設予約システム 予約可能枠と予約対象施設数の推移

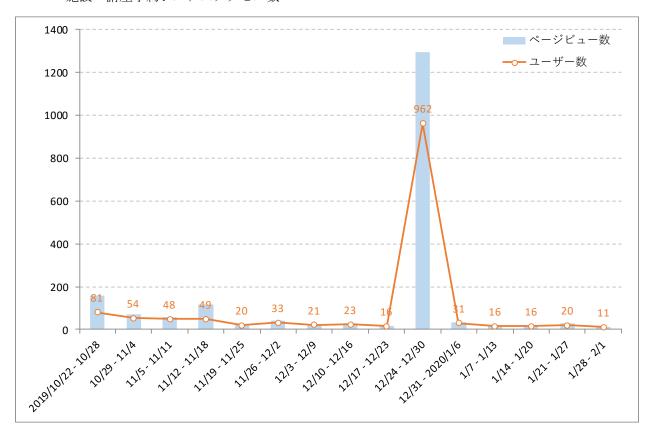


- 講座予約システム 予約可能枠・成約件数と口座数の推移



周知イベント申込時のアクセス数は 1,295PV となった。一方で、周知イベント後のアクセス数がイベント前と同程度となっていることから Web サイトの認知度以外の点で課題があることが考えられる。

- 施設・講座予約システムアクセス数



大阪市	大阪スポーツみどり財団
事象事業に至った経緯	
大阪市スポーツ振興計画にて、健康増進や都市魅力の向上、地域・経済活性化といった目標を掲げており、こうした目標に合致するものであれば積極的に取り組む。	大阪市からの協力依頼もあり事業実施に至っている。加えて、財団としても講座予約の方法や決済 手段については模索していたところでもあり目的 が合致した。
業務見直しの考え方	
クレジット決済: 利用料の徴収方法については指定管理者の判断に 任せられている。現金徴収・管理を行う手間と、 クレジット決済手数料支出のバランスにて判断す るものと思われる。	クレジット決済: 交通系ICカードにて決済を行っていたこともあり、支払い方法の利便性向上には継続的に取り組んでいる。ただ、現在は現金支払いニーズが多く、クレジット決済自体の利用ニーズが少ない点と、手数料支払い負担をどうとらえるかに因る。
市外利用: 大阪市中央体育館については、元々、市外在住者の利用も許容している。なお、現行の予約システム(OPAS)での抽選・予約時は市内在住・在勤・在学に限定されているため市内在住者等への一定の優遇が図られている。	市外利用: 大阪市中央体育館については、市外在住者の利用 も許容している。
本人確認簡素化: 事前の本人確認という手続きは予約枠の不正転売 などを防止するためである。そのため、稼働に余 裕がある施設の場合、本人確認は不要と判断した	本人確認簡素化: 現在のルールでも OPAS 経由での予約は本人確認 を行っている一方、大半が団体利用であり、その 他の予約方法(FAX、窓口予約等)の場合には本 人確認は行っていない。
稼働率/収益性に関する考え方	
施設稼働率については、指定管理者からの事業報告などでモニタリングはされているものの、特定の目標値などがある訳ではない。	施設稼働率については、モニタリングしているものの、メインアリーナ、サブアリーナ、柔・剣道場については、もともと稼働率が高いこともあり、これ以上の向上には限界がある。
指定管理者の収益性向上は、結果的に、市側への 返納金の増加に繋がるため推奨している。	収益性の確保という視点からは、料金収入上大きな割合を占めるメインアリーナ、サブアリーナを 如何に効率的・効果的に貸出できるかといった点が大きい。ただ、個人での利用者もないがしろに することはできない。
その他	
公共スポーツ施設において予約抽選等の仕組みが 不可欠であるため、施設予約システムについては 既存システムからの切り替えは難しい。一方、指 定管理者の自主事業枠(講座予約、時間外開放な ど)の予約の仕組みとしてはシェアリングエコノ ミー等が導入しやすいのではないか。	公共スポーツ施設の一般利用枠については、その 時間区分や料金などの柔軟性が低い(固定されている)ため、短時間で利用したい指導者にとって は使いにくいのではと想定される
-	講座予約についてはネット環境を利用した予約の 仕組みが確立していない。そのため、今回の実証 システムのようなものが実用化されるとありがた い。

(5) 実証観点との対比

大阪市実証事業を通じて、「公共スポーツ施設における制度等の整理」、「指導者の量・質の確保の方向性」について示唆を得ている。

公共スポーツ施設の営利利用	・営利利用は禁止されていない(営利利用時の料金設定有) ・指定管理者の自主事業枠であれば営利利用の自由度高い		
指導者の量・質の確保	・指定管理者の自主事業枠を利用する場合、個人指導者の利用は難し く、信用できる法人指導者が前提		

5-2 実証事業@神戸市

(1) 基礎情報

· 実証期間 : 2019 年 9 月~2020 年 1 月

・関係者・役割:

- 健康創造都市 KOBE 推進会議健康経営部会 実証事業の照会・募集のための場を提供

- 指導者(日本健康運動指導士会 他) 指導プログラムの提供

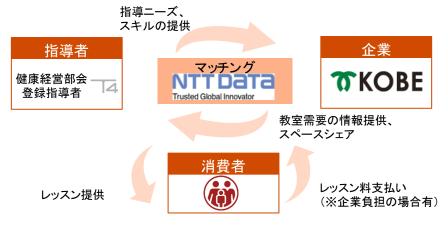
- 参加企業 指導者の選定・場所の提供、企業内参加者募集

- NTT データ経営研究所 実証事業の運営・モニタリング・報告

- PwC コンサルティング社 事業全体の企画・結果分析・報告

(2) 実証事業概要

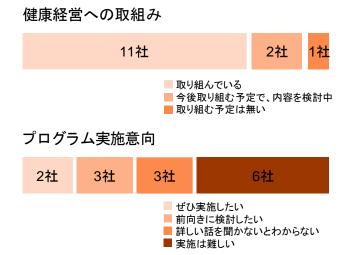
健康創造都市 KOBE 推進会議健康経営部会に参加している企業に対し、企業向け指導を行っているインストラクターのリストを提供し、会議室等を利用したレッスン開催を促すもの。



(3) 実施内容及び結果

1) 事前意向アンケート

実証事業の開始前に健康経営部会参加企業(14社)に対し意向確認を実施。



2) 提供プログラム実績

2019 年 10 月~2020 年 1 月の実証期間中、8 つのプログラムを実施。費用合計(指導者の収入)としては 10~30 千円/回が最多。参加者負担は 0~1,000 円程度。

#	開催日	企業名	プログラム	参加 人数	参加費用 合計	(企業負担)	(従業員負担)
1	10月	大塚製薬 大阪支店神戸出張所	プロによるゴルフレッスン	5名	10,000円	0円	2,000円/人 (うち兵庫県連盟補 助1,500円)
2	11月28日	BEAUTRIUM 神戸	美プログラム	8名	30,000円	0円	30,000円(全体)
3	12月9日	神戸新聞社	腰痛改善コンディショニング	21名	21,000円	0円	1,000円/人
4	12月18日	大阪市スポーツ課	ヨガを取り入れた健康体操	13名	18,500円	10,000円 +交通費 2,000円	500円/人
5	12月24日	特別養護老人ホーム さん舞子・いこいの家	ヨガを楽しむ(肩こり、腰痛予防、 目の疲れ予防)	21名	18,000円	16,500円 +交通費 1,500円	0円
6	12月26日	特別養護老人ホーム 新港園シルビアホーム	肩・腰スッキリ椅子ヨガストレッチ	13名	20,000円	20,000円	0円
7	1月15日	大阪市スポーツ課	ヨガを取り入れた健康体操	20名	18,500円	6,500円 + 交通費 2,000円	500円/人
8	1月26日	神戸新聞社	KOBE Style 健康セミナー 〜糖尿病に強くなる!〜	20名	60,000円	0円	3,000円/人

導入した/しなかった企業双方ともに金額面に言及するケースが多く、料金設定(含む集客見込数)が重要な要因となる様子が見受けられる。また、導入しなかった企業では、加えて実施に係る人的コスト (人手)不足が挙げられている。

導入した企業の意見

- ・個人単位で参加できる教室を選んだ(個人で負担できる金額でないと従業員に紹介できない)
- ・職員からの希望が多かった。料金がリーズナブルであった
- ・開催にあたって、予算の確保・費用面の調整が難しかった
- ・従業員が医療従事者であることも相まって、教室メニューで謳っている効果がエビデンスに基づいたものであるかは気になった

導入しなかった企業の意見

- ・参加費 500 円でも高いという意見がある
- ・セミナー等への参加率が低く集客に課題。参加 者の顔ぶれが固定しており、参加率が低い
- ・教室を開催する人手が不足
- ・これまで有名な企業のセミナーを実施しても集 客が振るわず、単に教室を開催してもあまり意 味がない状況である
- ・9~10 月頃にはその年に実施する内容はある程度決定しているスケジュールのため、年度の後半でプログラムを知っても実施するのが難しい
- ・具体的な推薦がなかったため、指導者の質を信 頼できない

3) 関連企業インタビュー

指導者マッチングを実施している企業にインタビューを実施し、指導者及び利用者(企業・個人)の主なターゲット、サービスの特徴について回答頂いている。それぞれ利用者のターゲットは異なるものの、指導者と利用者のニーズすり合わせに力を入れている。

- 企業インタビュー(オフィスポ:電通)

- ➤ 「オフィスポ」として、企業の会議室等で運動教室を提供する事業を実施。BtoB事業(企業が費用支払。利用者からの料金徴収は無い)
- ▶ トップアスリートのノウハウを、ユーザーのニーズに近づけていくことが必要。企業のニーズに合わせたテーマ設定により、必要と感じてもらう
- ▶ 働き方改革が進んでいる企業がターゲット。大企業の方が取り入れられ易い印象
- ▶ 健康経営活動が促進されることで、今後こうした企業向けサービスも増えることが想定される

- 企業インタビュー(スポとも:だんきち社)

- ▶ 「スポとも」として、アプリを通じてスポーツ指導者と利用者(個人)間でオンラインレッスンを実施する仕組みを提供
- ▶ 指導者のクオリティは、登録時の面談(2回程度)により担保。加えて、毎月フィードバックを実施
- ▶ 利用者側においても、初回にサポート面談を行いマッチングの質を上げている
- ▶ 子どものダンスレッスンの利用者が多い。20歳前後のユーザーも増えつつある
- ▶ ダンス、ゴルフ、野球、陸上、テニス等、フォームが重要なスポーツを取り扱う
- ▶ スポーツ指導が受けづらい地方部の方の活用を期待

(4) 実証観点との対比

神戸実証事業ならびに企業インタビューを通じて、「公共スポーツ施設における制度等の整理」、「指導者の量・質の確保の方向性」について示唆を得ている。

	神戸事業	企業インタビュー
公共スポーツ施設	-	・施設利用料が相応の金額であるため、
の営利利用		集客に不安がある場合の利用は困難
	・指導者が目に見える肩書、資格を有	・質確保のため、指導者側には一定のト
指導者の量・質の	していない場合、マッチング困難	レーニングが必要
確保		・場合によっては、利用者側に対する十
		分なニーズ聞き取りも重要

参考:海外有識者インタビュー

英国では、公共スポーツ施設のオープンデータ化が既に一定程度進められている。こうした海外先行事例より、オープンデータ化の進め方や課題などを把握するため関係者ヒアリングを実施している。

- ヒアリング対象者

David Minton 氏

Director at The Leisure Database Company

- ヒアリング結果

▶ Sport Data Model(SDM)が始まった背景と現況

約 **20** 年前にイギリス政府の意向により、国内のスポーツ施設の情報を整理する取り組みが開始された。

イギリス政府は、スポーツくじの補助金により、Sport England(イギリス国民のスポーツ 振興を推進する公共機関)にスポーツ施設の管理予算(約 400M/年)を給付していたが、 使途が不明であった。そのため、補助金の使途を監査するために、国内の施設の数や設備、 利用状況などを精査する必要があると考えた。

当時、スポーツ施設に関する情報はほとんど整備されておらず、各競技団体ですら、所管の施設についての情報を把握していなかった。そのため、政府自らがデータ整備を行い公開されたのが Sport Data Model となっている。

データ項目の定義には、約2年かかった。多くの政府機関、スポーツ施設運営者、競技団 体等が関与したため、調整に時間がかかった。

2012年ロンドンオリンピックの開催が控える中、一部の政治家が、データを利用することを考えた。キャメロン首相(当時)は、ロンドンオリンピックのレガシーとして使うことを決定した。なお、Sebastian Coe が率いたレガシーチームにより発行されたレポートは一般公開されている。

2019 年現在、SDM を活用したスポーツ施設に関するコスト検証や需要と供給のモデルを 策定するには至っていない。また、現政権において、SDM の優先度は高くなく、宙に浮い た状態。

SDM が第三者に使われた事例は把握していない。Sport England が消費者向けに展開するサービスである Active Places が近い事例として挙げられる。Active Places は補助金により運営されており、政策としては、動いていたが、ビジネス化はしていない

▶ 英国におけるスポーツ施設情報を活用した事例について

David Minton 氏が設立に関与している AIT 社(http://info.activeintime.com/)では、施設に対し、リアルタイムに施設の予約情報を管理できるフリーソフトウェアを提供する。施設が提供されるフリーソフトウェアに習熟したのち、消費者向け app の提供など、提供するサービスを多角化している。また、CRM システムと API 接続することで、予約機能を設けている。施設の情報、利用金額等は、施設管理者の裁量で適宜編集可能。

同様のプラットフォームは、英国及びアイルランドにて、およそ 60 の自治体、400 の施設に導入実績あり。また、YMCA を中心に、カナダでも導入されている。施設ごとに機能をカスタマイズしており、顧客満足度は高い。ロコミが増えたことで、導入に関する問い合わせは増加傾向にある。

サービス提供先のひとつに、施設の都度利用を可能とする Hussle (https://www.hussle.com/)というサービスがある。施設運営者は、施設の利用料をリアルタイムに変更できるため、当日の施設稼働率に応じて金額の調整をすることができる。 Hussle は消費者、施設、プラットフォーマーの 3 者が win-win の関係にあり、有望なサービスになりつつある。

また、水泳に特化したアプリである、SwimIO (http://www.helloswimio.com/) も展開している。ウェアラブルへの注目は高まっている。

施設データは、リアルタイムでアップデートできることが非常に重要。また、近年ではモバイル対応は必須である。

イギリスにおけるスポーツの情報を集約する取り組みとして、かつて存在した Spogo というウェブサイトが挙げられる。多額の税金により構築したスポーツ施設のアグリゲーター Web サイトであり、opendata の枠組みで期待されていたが、API 機能を持たなかったため、民間企業がデータを活用できず閉鎖された。

6章 総括 (示唆·課題)

6-1 本事業より得られた示唆

本事業では、**2018** 年度事業で示された論点に基づき検証を行っている。それぞれの論点につき得られた示唆は以下のとおり。

・「二次利用を前提とした施設・指導者等のデータ整備、オープン化の方向性」

地方公共団体を対象としたアンケートの結果、スポーツ施設情報のオープンデータを公開している地方 公共団体は回答者全体の1割程度にとどまっていることが明らかとなった。

こうした背景を踏まえ、有識者会議では、内閣官房 IT 総合戦略室の定める推奨データセット(公共施設一覧)をベースにしつつ、公共スポーツ施設等において最低限定義すべきデータセットを明らかにしている。こうしたデータセットが公開されることで、今後、地方公共団体においては公共スポーツ施設等のオープンデータ化が推進されることを期待する。なお、こうしたオープンデータを整備するための手法はいくつか存在するが、スポーツ庁 マッチング機能等によるスポーツ活動ワンストップ化促進事業で構築された Web サイト「ここスポ」を活用することで、簡易にオープンデータ公開と同等のメリットが得られる可能性がある。

・公共スポーツ施設における制度等の整理

公共スポーツ施設の利用ルールについては、条例・規則、施設利用規約などにより規定されていることが多いが、その内容は地方公共団体によって異なる。こうした利用ルールによって、施設の営利利用が明確に禁止されているケースが存在する一方、(一般利用よりも高い利用料を徴収するものの)営利利用を禁じていない施設も一定数存在しており、必ずしも利用ルールだけが営利利用の障害になっている訳では無い。

ただし、一般的に、営利を目的とした活動の場合はいわゆる法人興行などが前提となっており、対象施設を貸し切りかつ通常の利用料金の倍以上の費用が発生するものであり、個人少人数での教室開催などの利用は難しいというのが現実となっている。

・指導者、施設所有者等ステークホルダー間のリスク分担の考え方

公共スポーツ施設等をフィールドとした指導サービスを前提とした場合、施設管理者や指導者において 留意すべきリスクとして6つの事象が存在することが明らかとなった。こうしたリスクについては、利 用規約・ポリシー、保険加入などにより転嫁することが一般的ではあるが、実際の指導サービス提供に あたって適切な対応であるかについては更なる検証が必要と考えられる。

特に、施設管理者や指導者における保険加入によるリスク転嫁などは、翻って利用者に請求する利用料金の設定にも影響を及ぼすものであり、こうしたリスクを踏まえた価格設定などについて、今後検証を行う必要がある。

想定対応策例*(4分類:回避、低減、転嫁、保有)

想定リスク	施設	利用者	指導者	シェアエコ事業者
利用者の病気・怪我	 利用規約に、施設側に重大な過失が無い限り、主催側に責任がある旨を明記(保険加入を促す文言も記載)(転嫁) 保険加入(転嫁) 	- (保有)・ 保界負力の入(転撃)	 利用規約に、責任を負わない旨を明記(回避) 保険加入(転嫁) 	 利用規約に、責任を負わない旨を明記(回避) 保険加入(転嫁)
利用者の設備・ 貸出用具等の破損	 利用規約に、利用者に 賠償額を請求する旨を 明記(保険加入を促す 文言も記載)(転嫁) 保険加入(転嫁) 	• - (保有) • 保B負力の入(章云 塚)	 利用規約に、利用者に 賠償額を請求する旨を 明記(事式家) 保険加入(転家) 	 利用規約に、利用者が 賠償責任を有すること、 事業者側では責任を負 わない旨を明記(転嫁・ 回避) 保険加入(転嫁)
利用者の利用料 支払いの滞納	 前払い制とする(低減) 利用規約に、遅延損害金の支払い義務がある旨、及び未払いの場合、利用を禁止する旨を明記(転嫁) 	• - (保有)	 前払い制とする(低減) 利用規約に、利用者の 完済義務がある旨を明 記(転減) 	 前払い制とする(低減) 利用規約に、遅延損害金の支払・義務がある旨、及び未払いの場合、利用を禁止する場合がある旨を明記(転嫁)
利用の直前キャンセル	 前払い制とする(低減) 利用規約に、キャンセルポリシーを記載(転嫁) 	• - (保有)	 前払い制とする(低減) 利用規約に、キャンセルポリシーを記載(転嫁) 	 前払い制とする(低減) 利用規約に、キャンセルポリシーを記載(転嫁)
第三者への権利の譲渡、 申請内容の虚偽。 直接取引等	 利用規約に、当該行為 を禁じる旨、利用中止 の措置をとる可能性が ある旨を明記(低減) 	• - (保有)	 利用規約に、当該行為 を禁じる旨を明記(低 減) 	 利用規約に、当該行為を禁じる旨を明記(低 滅)
悪天候、天災、関係諸官庁 命令等による施設利用の中止	 利用規約に、中止に当たって生じた損害賠償、払い戻し等の責任を負わない旨を明記(回避) 保険加入(転嫁) 	- (保有)- 保険加入(章云/家)	 利用規約に、中止に当たって生じた損害賠償、払い戻し等の責任を負わない旨を明記(回避) 保険加入(転嫁) 	 利用規約に、中止に当たって生じた損害賠償、払い戻し等の責任を負わない旨を明記(回避) 保険加入(転嫁)

図. 想定されるリスクとその負担の考え方

・指導者の量・質の確保

本事業において大阪・神戸の実証事業、ならびに関連企業へのインタビューにおいて指導者の量・質の確保について言及されている。それぞれ、指導者の質の観点から重要性について述べられているものの、その"質"の内容については異なる視点が見受けられた。具体的には大阪市事業・神戸事業では指導者の肩書や資格など可視化された質を求めているのに対し、企業インタビューでは指導者が利用者側の課題を理解する力といった、目に見えない質に言及されている。

指導者の量・質については、こうした観点の違いを踏まえ引き続き検証が必要な論点と考えられる。

	大阪市事業	神戸事業	企業インタビュー
指導者の量・質 の確保	・指定管理者の自主事 業枠を利用する場合、 個人指導者の利用は難 しく、信用できる法人 指導者が前提	・指導者が目に見える肩 書、資格を有していない 場合、マッチング困難	・質確保のため、指導者側には一定のトレーニングが必要 ・場合によっては、利用者側に対する十分なニーズ間き取りも重要

6-2 考察

(1) スペースシェア

本事業では、公共スポーツ施設等におけるスペースシェアの可能性について検証を行っている。

その結果、条例・規則等で明確に禁止されている場合を除けば、施設の利用抽選などの機会を経て空き枠となっている施設の開放や、指定管理者の企画する時間外利用枠の開放などの工夫により、公共スポーツ施設等の空き枠をシェアし、場合によっては営利利用すること自体は可能と考えられる。一方で、実際にこうした空き枠の開放を推進する際の課題も明らかになっている。

・稼働率向上のインセンティブ

そもそも、このスペースシェアを推進するためには、施設管理者が施設の利用者を増やしたい・稼働率 を上げたいと主体的に活動を進める必要がある。

一般的に、施設管理者が地方公共団体であれ、指定管理者であれ、利用者を増やすことで料金収入を得て財政・収益を向上させるインセンティブが働く、という仮説がなされるが、実際にこうした集客に係るコスト・労力を加味すると、それとは異なる現状が見えてくる。

具体的には、公共スポーツ施設等の利用料金は個人利用について安価に設定されており、こうした個人利用者を集客することに係るコスト・労力との費用対効果のバランスに鑑みると積極的に活動を進めるインセンティブが働きにくいということが考えられる。加えて、指定管理者制度においては、当初計画以上の収益を上げた場合には地方公共団体と指定管理者で収益の増分を按分するような規程が存在するケースも多く、一層インセンティブが働きにくくなっている。

試算例)

大阪市中央体育館 小会議室

利用料金:午前枠 4,700円、午後枠 7,000円、夜間枠 9,300円

仮に、稼働率が20%→30%に向上したとして、得られる収入増分(月額)は以下のとおり。

稼働率 20%: (4,700 円+7,000 円+9,300 円)*28 枠/日*20% = 117,600

稼働率 30%:(4,700 円+7,000 円+9,300 円)*28 枠/日*30% = 176,400

差額:58,800

つまり、上記稼働率向上に伴う労力と、得られる収入増分の差がインセンティブとなる。

こうした状況を改善するためには、利用料金収入による財政・収益向上のインセンティブに加え、公共 スポーツ施設等における稼働率をモニタリングすることで、政策的な動機付け(稼働率の目標値を設定 するなど)の可能性も検討する必要があるであろう。

参考:公共スポーツ施設等における収益増大のインセンティブ

インセンティブ設定の例		
スポーツ施設に関する 金銭的インセンティブ	【利用料金制の導入状況】 • 多くの自治体において、利用料金制は導入されており、指定管理者が利用料金を収受できるような制度となっている。 • 一方で多くの自治体では、施設利用料金について、「施設運営における原価」「受益者負担割合」「利用者の減免、免除」等を根拠とし、年度当初に決定していることから利用料金を柔軟に変更することは困難である。 • 一定以上の利益を上げた場合については、一定の額を自治体へ納付させる協定を前提とした自治体もある。 • 当該年度において、想定以上の利益を上げた場合についは、次年度以降の収支報告書を上方修正し、指定管理料の減額措置を実施する自治体も多い。	
スポーツ教室等の運営 における金銭的 インセンティブ	【自主事業の拡大】 • 多くの自治体において、自主事業は施設の目的外利用と設定され、住民の利用を妨げない範囲での実施を求めている • 自主事業については、目的外利用であるため、全てして管理者の費用負担、リスク負担としている自治体が多い。 自主事業の実施にあたり発生する施設利用料については、指定管理者の負担とし、年度末の精算時に全体の 収益(利用料金制による利用料収入等)から差し引き、指定管理料の精算を実施している。 • また、自主事業の内容については、年度当初に事業計画書を自治体側へ提出し、事前承認を受ける必要のある 自治体が多く、年度途中に新たな事業を企画する等の柔軟な裁量を指定管理者が与えられていない。 • 一方で指定管理者制度のモニタリングにおいては、自主事業の実施による住民ニーズの満足度等が測定されている ケースも多い。	

・施設への需要・価格設定

仮に、スペースシェアの実現に向け、施設管理者が集客に向けた活動を推進し、空き枠を開放したとしても、実際にその施設(スペース)が利用されるか否かは需要の有無、つまり設定された価格を支払ってでも施設を利用したいという魅力があるかという点に帰結する。

立地に恵まれた都市部の公共スポーツ施設等では、稼働率が常時 9 割を超え、基本的に空きが無い施設も多いが、一方で郊外や駅から離れた施設では稼働率が低迷している施設も見受けられる。こうした稼働率が低迷している施設では、どれほど情報をオープンにし、シェアリングを推進したとしても、それだけでは稼働率が伸びないことも十分に想定される。

このような状況を解消するためには、単に空き枠を開放するだけではなく、その価格設定などについて も合わせて検討することが肝要である。

·市場·消費者目線

企業や個人などによるスペースシェアリングサービスが台頭し、消費者はより手軽にスポーツをする場所を確保可能となっている。こうした環境下においては、公共スポーツ施設等においても従来の手法に囚われることなく、予約の方法やシステムの在り方を見直すことが必要となる。

また、このように消費者にとっての選択肢が増えている環境下では、利用施設としての認知度が相対的に低くなる。そのため、場所の存在・魅力を積極的に示すプロモーション活動の重要性が増している。

(2) スキルシェア

公共スポーツ施設等におけるスキルシェアの形態として、施設管理者が管理・設計を行う講座(指定管理者の自主事業による講座など)をシェアする形が想定される。しかしながら、既存の指導コンテンツ(主に低価格・画一的なコンテンツ)をシェアしたとしても、需要が喚起される可能性は低く、利用者のニーズに即したコンテンツの提供が必要と考えられる。こうした傾向は、本事業で実施した講座にも表れており、当然のことながら利用者のニーズに即したイベント・講座の需要は大きなものとなる。

加えて、スポーツに係る講座・教室という点においては、利用者の選択肢も数多く存在しており、こうした環境下において公共スポーツ施設等における講座等の存在・魅力を伝えるプロモーション活動も重要となる。

図. 本事業で実施した講座におけるコンテンツカスタマイズの度合いと需要

コンテンツ 需要 小 カスタマイズ 既存コンテンツの開放。コンテンツの内容は特に変更せず。 [大阪事業] 小 既存教室開放 主な付加価値は、既存の需要者の利便性向上。 [神戸事業] 企業のニーズにあわせた指導者選択・コンテンツ提供。 **企業への指導者派遣** 主な付加価値は、利用者(企業)における健康課題解決。 [大阪事業] 一般消費者の抱える潜在的需要に訴えるコンテンツ企画。 有名アスリートによる コンテンツ 主な付加価値は、非日常の体験。 需要 大 カスタマイズ 教室イベント 大

(3) 本事業のまとめ

本事業では、指導者の指導機会増、公共スポーツ施設の稼働率増を目的とし、有識者会議による検討ならびに実証事業を実施した。

神戸実証では、企業会議室等を利用した指導機会確保を志向し企業と指導者をマッチングした結果、一定程度の需要が確認され、実際にいくつかの指導プログラム提供がなされている。その一方で、個々の指導プログラム提供により発生する指導料は 10-30 千円/回程度であり、仮にこの指導料からマッチングコストにあたる手数料などを徴するならば、指導者としてプログラム提供するメリットが小さくなることが懸念される。

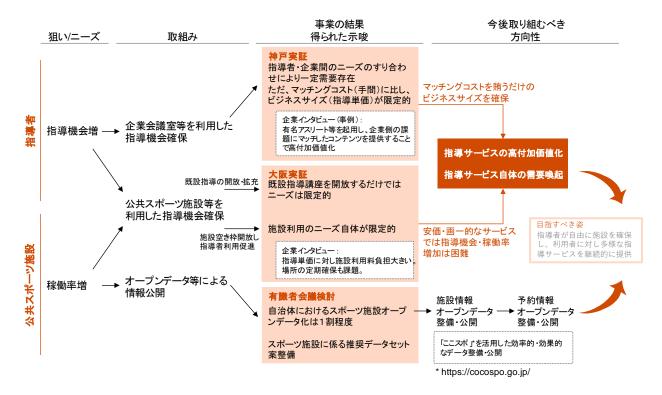
大阪事業では、指定管理者が実施する既設指導枠の開放、施設の空き枠開放という取り組みを実施したものの、結果的にほとんど成約に至っていない。これには、実証期間が限られていたことや、当該実証自体が地域住民に十分に認知されていないことが原因として考えられる一方、元々空き枠となっている講座や施設は、そもそも需要が限定的である可能性も高い。これは、本実証の周知イベントにより当該実証に用いられた施設・講座予約システム(Webサイト)への来訪者数が一時的に増加し、認知度が高まったにも関わらず、その後の成約に繋がらなかったこともこうした需要が限定的であることを示唆しているものと考えられる。

また、有識者会議検討においては、スポーツ施設のオープンデータ化が進められている地方公共団体が 未だ少ないことが明らかになるとともに、施設情報オープンデータ化にむけた推奨データセット等が整 備された。

今後、こうした結果を踏まえつつ指導者の指導機会を増やすためには、指導サービス自体の高付加価値化・需要喚起が必要になると考えられる。指導サービスという商品の特性上、マッチングプラットフォームを介したとしても、その仕組みの実現には一定のコストを要するものであり、こうした市場が発展していくためにはそれを補うだけのビジネスサイズ(指導料単価)の確保が必要になるものと想定される。

こうした指導サービスの高付加価値化を実現したのち、スポーツ施設の開放ならびに情報のオープン化 が進展することで、目指すべき姿でもある指導者が自由に施設を確保し、利用者に多様な指導サービス の提供が実現するものと考えられる。

図. 本事業で得られた示唆と今後取り組むべき方向性



7章 Appendix

7-1 自治体アンケート結果

本事業においては、全国の地方公共団体を対象にスポーツ施設予約システムの導入状況や費用等についてアンケート調査を実施している。

(1) 調査概要

・調査対象: 全国の地方公共団体

・調査方法 : Google フォームを用いたアンケート調査

(Google フォームが利用不可の団体については Excel 配布・回収)

・調査回答期間 : 2019 年 10 月 15 日~2019 年 11 月 8 日

・回答数 : 486 団体(内有効回答数 428)

調査項目:

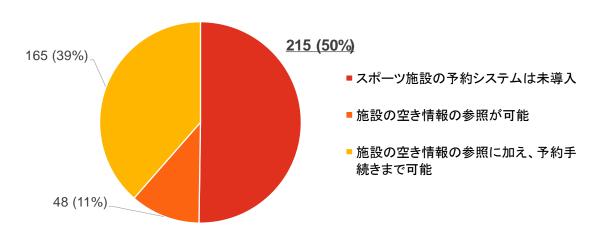
1) スポーツ施設予約システムにおける機能(導入状況)

- 2) 利用者へ提供している施設の空き情報更新頻度
- 3) スポーツ施設利用に当たっての料金支払い方法
- 4) スポーツ施設予約システムの利用形態(他の地方公共団体との共同利用か)
- 5) スポーツ施設予約システムの主管課
- 6) スポーツ施設予約システムは、他の公共施設の予約システムと共通であるか
- 7) スポーツ施設予約システムの初期費用(導入費用)
- 8) スポーツ施設予約システムの一年間の運用費用(システムの運用保守委託費)
- 9) スポーツ施設の予約システムにおいて、公開している情報
- 10) スポーツ施設の情報をデータカタログサイトに公開しているか

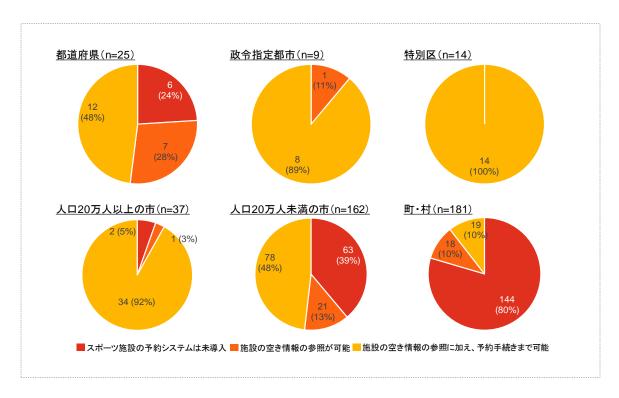
(2) 調査結果

1) スポーツ施設予約システムにおける機能(導入状況)

全体(n=428)

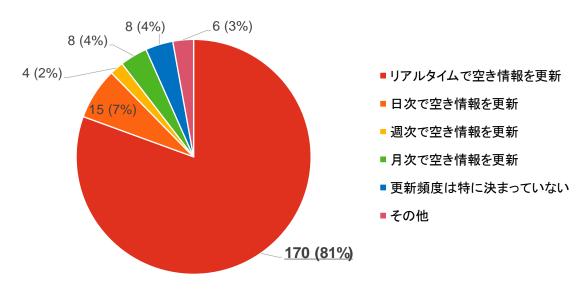


*本設問における「予約手続き」は、仮予約手続き(手続き後に実際に施設へ行く必要有り)を含む



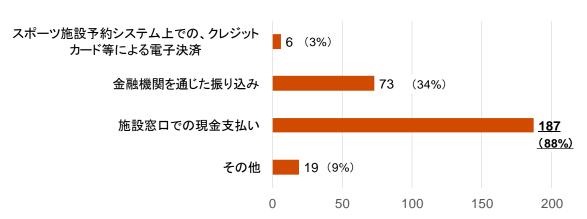
2) 利用者へ提供している施設の空き情報更新頻度

全体(n=211)



3) スポーツ施設利用に当たっての料金支払い方法

全体(n=213)(複数回答可)

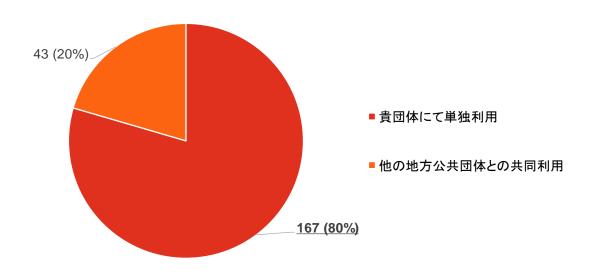


【その他に含まれる回答例】

- 申請の処理を行った後、空き状況を更新
- 予約日まで1週間を切っている場合のキャンセルは即時更新 1週間以上1か月以内の場合は空き状態にする猶予期間を設けシステムで周知
- 日次で空き情報を更新しているが、土日祝に受け付けたものは、平日に更新
- 施設毎に更新頻度が異なる

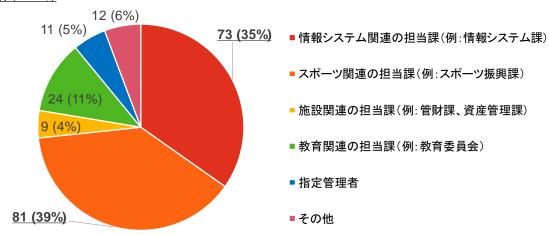
4) スポーツ施設予約システムの利用形態(他の地方公共団体との共同利用か)

全体(n=210)



5) スポーツ施設予約システムの主管課

全体(n=210)

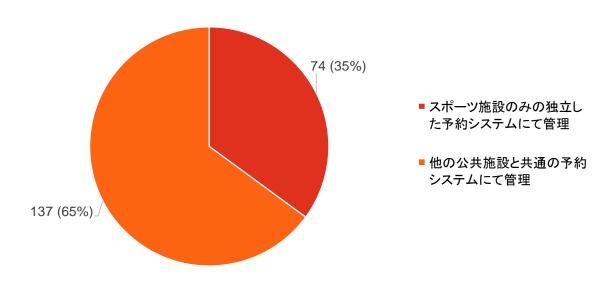


【その他に含まれる回答例】

- 生涯学習施設の担当課、地域文化部地域振興課、業務改革推進課、使用システムの筆頭課(地域支援課)、スポーツ施設、施設管理者、総合政策課、市民局市民活動推進課、政策課(近隣5市1町で予約システムを所有しているが、その取りまとめの事務局を所管している課)

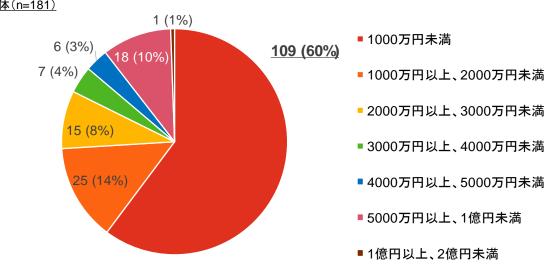
6) スポーツ施設予約システムは、他の公共施設の予約システムと共通であるか

全体(n=211)

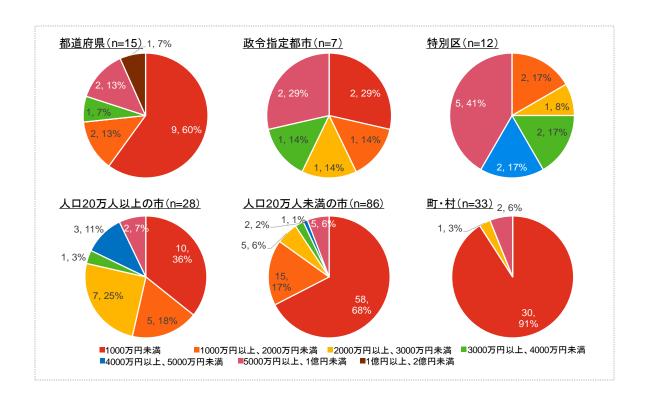


7) スポーツ施設予約システムの初期費用(導入費用)

全体(n=181)

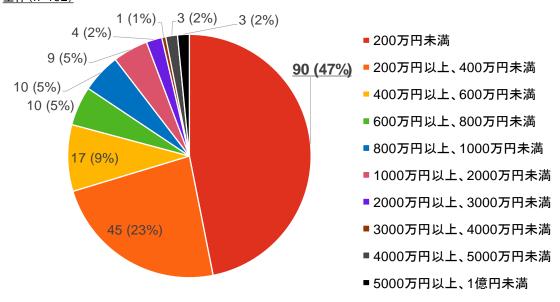


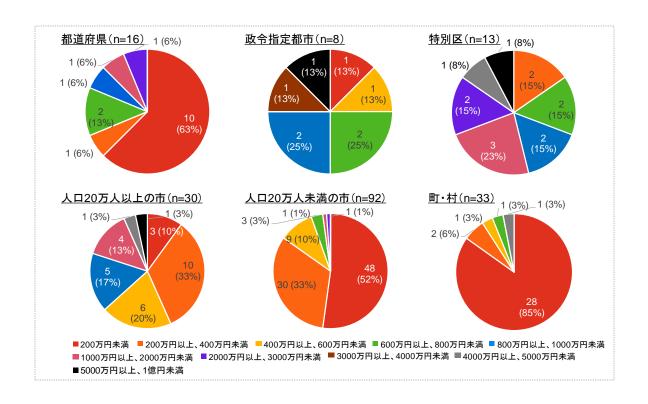
※「共同利用サービスを利用しているため発生していない」といった個別回答や「賃貸借契約を結んでおり全てラン ニングコストである」といった回答もあった。



8) スポーツ施設予約システムの一年間の運用費用 (システムの運用保守委託費)

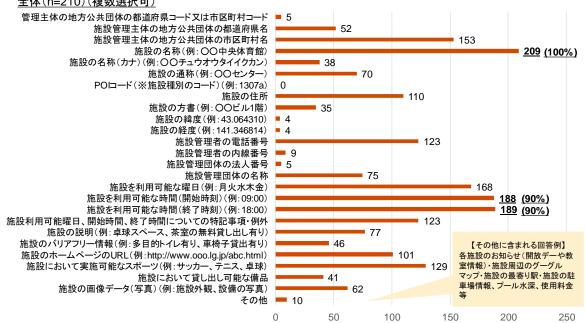
全体(n=192)





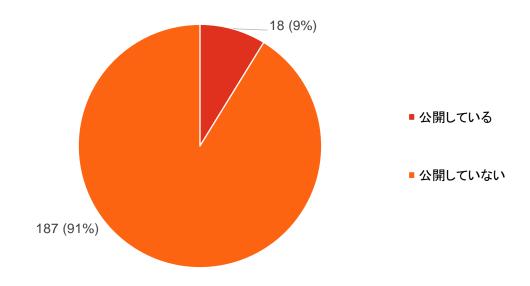
9) スポーツ施設の予約システムにおいて、公開している情報

全体(n=210)(複数選択可)



10) スポーツ施設の情報をデータカタログサイトに公開しているか

全体(n=205)



7-2 実証事業により収集したデータ集

7-3 有識者検討会開催概要

〇第1回有識者検討会

議題	シェアリングエコノミー導入促進事業 第1回検討会議
日時	令和 元年 8 月 7 日(水) 15 時 30 分 ~ 17 時 30 分
場所	大手町パークビルディング 15 階 (PwC コンサルティング合同会社 会議室)
	1. 検討委員(五十音順、 O…座長)
	石山 アンジュ (一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 事務局長)
	久木田 謙介(日本公共スポーツ施策推進協議会代表幹事団体 世田谷区スポーツ振興
	財団 施設課長)
	田邊 光男 (内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室 参事官)
	堀部 定男 (公益財団法人 日本体育施設協会 専務理事)
	○間野 義之 (早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授)
	<u>2. オブザーバー</u>
山南老	内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室
出席者	島倉 欣嗣 参事官補佐
(敬称略、順不同)	尼子 恵里 参事官補佐
順小问)	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) 曽根 直幸 参事官補佐
	日本公共スポーツ施策推進協議会
	版本 幸紀 施設係長
	 3. 業務委託元
	スポーツ庁 参事官(民間スポーツ担当)
	忰田 康征 参事官補佐
	引地 雄介
	4. 事務局
	PwCコンサルティング合同会社

	1. 開会挨拶
議事項目	2. 資料説明
	2.1. 背景
	2.2. 事業の概要
	2.3. 実証事業の詳細
	2.4. 導入手引きの内容・構成(案)
	2.5. 今後の方向性
	3. 意見交換
	4. 事務連絡
	・ 資料 1 「スポーツスキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミー導入促進事業」検討会について
資料	・ 資料 2 説明資料
貝料	・ 参考資料 1 内閣官房 推奨データセット (公共施設)
	・ 参考資料 2 Sports Data Model 項目一覧
要旨	

- 1. 本事業は、下記を主要な目的として実施する。
 - スポーツ分野のシェアリングエコノミーを普及させるために必要な環境に関する整備方針を示す。
 - ・ 導入の促進に向けて必要となる自治体において整備すべき推奨データセットを定義する。
 - ・ シェアリングエコノミー導入した際の、指定管理者、自治体等、ステークホルダーにとってのメリット、インセンティブ及びリスクを整理する。
- 2. 本事業にて定義するスポーツ施設の推奨データ項目を内閣官房として定義している推奨データセットへ追加することも検討する。
- 3. スポーツ分野のシェアリングエコノミーにて活用される指導者についても雇用形態や専門性等の観点から分類し、 それぞれの立場における活用の方向性を検討する。
- 4. 大阪市における実証事業においては、システム関連経費のコスト削減効果についても検討を実施する。
- 5. 本事業においては、自治体が新規プラットフォームを開発するパターンと、民間の既存プラットフォームを活用する パターン等、ICT を活用したシェアリングエコノミーのプラットフォームの形態に応じた検討を実施する。
- 6. 実証事業において、リスク分担についての検討を実施する。

○第2回有識者検討会

議題	シェアリングエコノミー導入促進事業 第2回検討会議
日時	令和 元年 11 月 18 日(月) 15 時 30 分 ~ 17 時 30 分
П ыл	
場所	丸の内パークビルディング 21 階
777	(PwC コンサルティング合同会社 会議室)
	1. 検討委員(五十音順、〇…座長)
	石原 遥平 (一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 弁護士)
	石山 アンジュ (一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 事務局長)
	久木田 謙介(日本公共スポーツ施策推進協議会代表幹事団体 世田谷区スポーツ振興
	財団 施設課長)
	田邊 光男 (内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室 参事官)
	○間野 義之 (早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授)
	2. オブザーバ <u>ー</u>
出席者	内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室
(敬称略、	尼子 恵里 参事官補佐
順不同)	スポーツ庁 参事官(地域振興担当)
	曽根 直幸 参事官補佐
	3. 業務委託元
	スポーツ庁 参事官(民間スポーツ担当)
	忰田 康征 参事官補佐
	引地 雄介
	4. 事務局
	PwCコンサルティング合同会社

		5. 開会挨拶
		6. 資料説明
		2.1. 第 1 回検討会議の振り返り
議事項目	2.2. 地方公共団体におけるスポーツ施設予約システムの導入状況等調査	
	2.3. 施設情報のオープン化促進に向けたデータ項目の定義	
	2.4. スポーツ分野のシェアリングエコノミー想定リスク	
		 2.5. 実証事業
		 2.6. 導入の手引き骨子
		 7. 意見交換
		8. 事務連絡
ľ		・ 資料1第1回検討会議議事録
		・ 資料 2 説明資料
ı	資料	・ 参考資料 1 地方公共団体調査 調査票
	貝が	・ 参考資料 2 地方公共団体調査 単純集計
		・ 参考資料 3 Sport Data Model 項目一覧
		・ 参考資料 4 大阪実証事業利用者アンケート 調査票

要旨

- 1. 地方公共団体の情報関連部門へのオープンデータ推進施策に加え、スポーツ関連部門にもスポーツ施設のオープンデータ化の有効性を理解してもらうことが重要と考えられる。
- 2. 民間事業者がスポーツ分野におけるシェアリングエコノミー事業に参入する基盤を作るために、地方公共団体においてスポーツ施設情報のオープンデータ化を進めることも重要である。
- 3. 手引きではオープンデータ化及びシェアリングエコノミー推進段階に応じた想定されるメリットを取りまとめる。
- 4. 手引きにおいて、下記内容を頭出しし、次年度事業において具体的に検討する方針とする。
 - ・ 公共施設において営利目的での事業を実施する際の課題
 - ・ 今年度実証事業を踏まえての、指導者観点での課題
- 5. 主に地方公共団体を対象とし、施設情報のオープンデータ化について重点的に取りまとめた手引きであることが 把握できる手引きのタイトルを検討する。

○第3回有識者検討会

議題	シェアリングエコノミー導入促進事業 第3回検討会議
日時	令和 2 年 3 月 24 日(火) 15 時 30 分 ~ 17 時 30 分
場所	丸の内パークビルディング 21 階 (PwC コンサルティング合同会社 会議室)
出席者(敬称略、順不同)	1. 検討委員(五十音順、〇・・・座長) 石原 遥平 (一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 弁護士) 石山 アンジュ (一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 事務局長) 久木田 謙介 (日本公共スポーツ施策推進協議会代表幹事団体 世田谷区スポーツ振興財団 施設課長) 田邊 光男 (内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室 参事官) ○間野 義之 (早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授) ※間野座長を除いてWeb会議での参加 2. 業務委託元 スポーツ庁 参事官(民間スポーツ担当) 中田 康征 参事官補佐 引地 雄介 3. 事務局 PwCコンサルティング合同会社
議事項目	9. 開会挨拶 10. 資料説明 2.1. 第 2 回検討会議の振り返り 2.2. 実証事業結果報告 2.3. 導入の手引き 概要 2.4. 事業報告 概要 及び 次年度取組み方針 11. 意見交換 12. 事務連絡 ・ 資料 1 第 2 回検討会議事録
資 料	 資料 1 第 2 回検討会議事録 資料 2 説明資料 参考資料 1 スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミー導入手引き(地方公共団体及び施設管理者向け) ・

要旨

- 1. 実証事業については、マッチングが成立しており成功であるといえる。一方で実証内容の継続的な定点観測等により成功要因の更なる分析が必要。
- 2. マッチング成約件数を増加させるためには、本事業の取組みの認知度を向上させ、利用する機運を高める必要がある。
- 3. シェアリングエコノミーの利用者認知や定着の指標としては、月間の利用者数も重要である。
- 4. 導入の手引きにシェアリングエコノミーを導入することにより自治体として住民にどのようなメリットを提供できるかといった具体的な内容を記載することを検討。
- 5. 文字量を削減し、簡易な表現とすることにより導入の手引きをご覧いただく心理的ハードルを下げる。
- 6. 内閣官房等の報告書を参考とし、冒頭にシェアリングエコノミーの概要を追記する。
- 7. スポーツ、シェアリングエコノミーという組み合わせについては、密集、密室といったスポーツ実施における感染症拡大要因を CtoC による個人利用等で解消できる可能性がある。
- 8. 公共スポーツ施設を営利目的で利用する際の条例解釈等については、先行事例をつくり、全国の自治体へ周知に報することにより、既成概念化することも効果的な方法である。